

事業報告 (第8期)

自 令和3年 1月 1日
至 令和3年 12月 31日

株式会社 bitFlyer

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

2021年の日本経済は、年間を通じ8ヵ月弱が新型コロナの感染拡大を受けた緊急事態宣言下となり、景気は落ち込みと持ち直しを繰り返し、東京五輪は無観客で景気押し上げ効果は限定的、1年を通してみれば停滞が続く展開となりました。

特に飲食や宿泊などサービス分野を中心に個人消費の低迷が顕著であり、回復が先行していた輸出も、部品不足による自動車生産の落ち込みやコロナ感染再拡大を受けた海外景気の減速により、夏場以降は減少に転じました。こうした状況を受けて、設備投資も年後半には停滞しました。

2021年の実質 GDP 成長率は前年比 2.4%程度のプラスで着地する見通しですが、前年の2020年がコロナ・ショックにより大幅なマイナス成長（▲4.5%）となっており、これを埋め合わせるには至っていません。

当事業年度における当業界においては4月に米国で Coinbase 社が NASDAQ に上場し初値で\$80bn 超の時価総額となった時点、11月に米国でビットコイン ETF の上場が承認されたタイミングでビットコイン価格は700万円を超え、年初の300万円程度から大きく上昇しました。伝統的金融機関のマネーが暗号資産への投資に向かうのではという期待が高まる一方で、分散型金融の発展などの状況も受け AMLCFT の課題も世界的に注目される一年となりました。

当社の事業としては、コロナ禍での在宅時間の増加が取引増加につながり、特に事業年度の前半においては個人顧客の取引が活況となり売上も伸長しました。また、2種類の新規通貨（DOT、LINK）の取扱いを開始し、また使用額に応じてビットコインが還元されるクレジットカードのサービスの提供を開始するなど、新規サービス、マーケティングについても積極的な取り組みを開始いたしました。

2020年5月には改正資金決済法も施行され、また以降はみなし金事業者として事業を運営してきておりましたが、本事業年度の10月には第一種金融商品取引業者としての登録を完了しました。2021年12月末の顧客預かり資産は6,033億円と過去最高となりました。

尚、当事業年度の期初に当社の子会社であった bitFlyer EUROPE S.A.（欧州子会社）については、株式の現物配当により期中に当社の親会社である bitFlyer Holdings の子会社となりました。

以上の結果、当事業年度の営業収益は27,503百万円（前年同期は7,555百万円）、営業利益17,798百万円（前年同期1,614百万円）、経常利益18,090百万円（前年同期2,157百万円）、当期純利益12,504百万円（前年同期427百万円）となりました。

(2) 財産および損益の状況の推移

区 分	第5期 平成30年度	第6期 令和元年度	第7期 令和2年度	第8期 (当期) 令和3年度
売上高 (百万円)	—	—	—	—
営業収益 (百万円)	14,085	5,341	7,555	27,503
経常利益または経 常損失 (△) (百万円)	4,894	△926	2,157	18,090
当期純利益または 当期純損失 (△) (百万円)	2,146	△751	427	12,504
1株当たり当期純 利益または1株当 たり当期純損失 (△) (円)	22.81	△7.99	4.54	132.92
総資産 (百万円)	101,237	121,521	310,042	639,111
純資産 (百万円)	15,898	15,146	14,968	27,224
1株当たり純資産 額 (円)	168.99	161.00	159.12	289.40

(注1) 当社は、平成30年2月14日を効力発生日として、普通株式1株につき5,000株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、平成28年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(注2) 「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」(実務対応報告第38号平成30年3月14日)が公表日以降適用できることに伴い、棚卸資産、短期貸付暗号資産の評価基準は、従来、総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)によっておりましたが、平成30年度より時価法(貸借対照表価額は市場価格に基づく価格をもって算定)に変更しております。当該会計方針の変更は遡及適用され、平成30年度については遡及適用後の数値を記載しております。

なお、当該会計方針の変更による累積的影響額は平成30年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されております。

また、平成30年度より暗号資産の売却取引に係る売却収入から売却原価を控除して算定した純額を営業収益として表示しております。

(3) 主要な親会社及び子会社の状況(令和3年12月31日現在)

① 親会社との関係

当社の親会社は株式会社bitFlyer Holdingsであり、同社は当社の株式を9,407万5千株(議決権比率100%)保有しております。

同社との取引は当社の経営指導・管理等であります。

② 親会社との間の取引に関する事項

1. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当該取引については、一般的な取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とし、当社の業績を勘案し、合理的な判断に基づき公正かつ適正に決定しております。

2. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由
 当社の役員4名は当社の親会社の取締役を兼務しておりますが、当社は、事業運営に関しては、親会社からの独立性確保の観点も踏まえ、取締役会における多面的な議論を経て決定しております。
 当該取引は、取締役会を中心とした当社独自の意思決定に基づいて行われており、当社の利益を害することはないと当社の取締役会は判断しております。
3. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見
 該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況
 該当事項はありません。

2. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY 新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

1 会計監査人の報酬等の額

	支払額
報酬等の額	60 百万円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	69 百万円

(注1) 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、業務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検証を行った結果、会計監査人の監査品質の確保及び独立性の担保の観点に照らして妥当と考えられることから、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(注2) 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、暗号資産交換業者における利用者財産及び履行保証暗号資産の分別管理に係る合意された手続業務についての対価を支払っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当すると判断した場合及び監査人の適格性、独立性を害するなどの事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認めた場合、監査等委員会は、監査等委員会規約に基づき、「会計監査人の解任」又は「会計監査人の不再任」を株主総会の付議案件とすることを取締役会へ請求し、取締役会はそれを審議します。

また、取締役会は、会計監査人の適格性、独立性を害するなどの事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認めた場合は、監査委員会の同意を得て、「会計監査人の解任」又は「会計監査人の不再任」を株主総会に提案致します。

3. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社は、会社法第362条第4項第6号に規定する体制（内部統制システム）の整備について、別紙の通り取締役会において決議しています。

内部統制システムの基本方針

第1章 総則

(目的)

第1条 本方針は、株式会社bitFlyer（以下、「当社」という。）の内部統制システムに関する基本的な事項として、当社の役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要な体制、並びに監査等委員会の職務の執行のため必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 業務の適正を確保するための体制

(役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制)

第2条 当社は、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を、次の各号のとおり定めるものとする。

① コーポレートガバナンス

- (1) 取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款及び「取締役会規程」その他の社内諸規程等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督するものとする。
- (2) 取締役は、取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内諸規程等に従い、担当業務を執行するものとする。
- (3) 監査等委員会は、過半数は社外取締役である3名以上の監査等委員である取締役で構成し、「監査等委員会規程」、「監査等委員会運営細則」及び「監査等委員会監査基準」等に則り、取締役の職務執行の適正性を監査するものとする。
- (4) 当社における業務執行は、第1線（営業、トレーディング業務等を行う部門による自律的なリスク管理）、第2線（第1線をモニタリングし、牽制及びアドバイスをを行うリスク・コンプライアンス部門によるリスク管理）、第3線（内部監査部門による検証及びコンサルティング）の三層構造により相互に検証する体制によるものとする。
- (5) 当社は、「行動規範」を定め、当社の役職員が健全な社会の一員として適切な意思決定や行動を行い、高い倫理意識を持って、当社のミッションを遂行していくことを顧客やあらゆるステークホルダーに示すものとする。
- (6) 当社は、法令諸規則、社会規範及び倫理に違反する行為並びにこれらを遵守する観点から留意を要する事項を早期に把握し解決するために、内部通報制度を整備するものとし、内部通報を行った者が当該内部通報を行ったことを理由として、不利益な取扱いを受けないことを確保するものとする。

- ② コンプライアンス・リスク管理
- (1) 当社は、コンプライアンス・リスク管理を経営戦略等における最重要課題の一つとして位置付け、当社の親会社である株式会社bitFlyer Holdingsが定める「コンプライアンスグループ方針」に基づき、ビジネスモデル及び経営戦略と表裏一体で最適なリスク管理体制を整備し、問題事象発生の未然防止に向け自律的に取組むものとし、これを達成するためにリスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスクベースでの適切なコンプライアンス・リスク管理が運用されることをモニタリングするものとする。
- (2) 当社においてコンプライアンス・リスクとは、法令諸規則の違反に加え、金融機関等に求められる社会規範及び倫理からの逸脱により、顧客保護や市場の公正性及び透明性に影響を及ぼすことで、経済的損失やレピュテーションの低下等につながるリスクをいうものとする。
- ③ マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策並びに反社会的勢力等の排除
- (1) 当社は、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策並びに反社会的勢力等の排除を経営戦略等における最重要課題の一つと位置付け、当社の親会社である株式会社bitFlyer Holdingsが定める「マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策並びに反社会的勢力等との排除に係るグループ方針」に基づき、全社的な体制の整備及び運営に取組むものとする。
- ④ サイバーセキュリティ
- (1) 当社は、サイバーセキュリティ対応を経営戦略等における最重要課題の一つと位置付け、「サイバーセキュリティ管理規程」に基づき、全社的な体制の整備及び運営に取組むものとする。
- (2) 当社は、サイバーセキュリティに関するリスクを継続的に特定及び評価し、経営資源を適切に割り当て、また専門人材の採用及び育成に努め、実効的な管理態勢を整備することで、サイバー攻撃による顧客資産や顧客情報、また当社機密や当社資産の漏えいや損失の防止に努めるものとする。
- ⑤ 財務報告
- (1) 当社は、財務報告に係る内部統制に関する諸規程を定め、全社レベル及び業務プロセスレベルの統制活動の強化を通じて、財務報告の信頼性と適正性を確保するものとする。
- ⑥ 内部監査
- (1) 当社は、「内部監査基本方針」を定め、機能的独立性及び外観的独立性を持つ内部監査部門を設置し、3線管理体制に基づく内部統制システムが実効的に運用され、当社に係るリスクが適切に管理され、低減されていることをリスクベースで評価し、継続的な改善を支援するものとする。
- (2) 内部監査部門は、当社の経営に影響を与えるリスクが実効的に低減されるよう、必要に応じて社内全部門やその役職員に対し、内部統制システムの実効的な整備や運用に係る助言を行うものとする。

(取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制)

第3条 取締役は、「取締役会規程」その他社内諸規程に従い、株主総会議事録、取締役会議事録等職務執行に係る重要な文書を、関連資料とともに適切に保存及び管理し、いつでもこれを閲覧することができるものとする。

- 2 当社は、当社の重要な情報の適時開示その他の開示を主管する部門を設置するとともに、取締役は、開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集した上で、法令等に従い適時適切に開示するものとする。
- 3 当社は、重要書類等に関して規定する社内諸規程、情報セキュリティポリシー等を必要に応じて随時見直すものとし、情報の保存及び管理体制を適正に維持するものとする。

(損失の危険の管理に関する諸規程その他の体制)

- 第4条 当社は、市場リスク、取引先リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク等様々なリスクに対処するため、リスク・コンプライアンス委員会やリスクカテゴリーに対応した責任部門を設置するとともに、当社の親会社である株式会社bitFlyer Holdingsが定める「リスク管理グループ方針」その他諸規程に従い、リスク限度額の設定や報告体制及びモニタリング体制の整備等、必要なリスク管理体制及び管理手法を整備し、リスクを統括的かつ個別的に管理するものとする。
- 2 当社は、前項に定めるリスク管理体制の有効性につき定期的に評価し、PDCAサイクルに沿って継続的に管理体制の精緻化及び高度化に取り組むものとする。
 - 3 当社は、新商品及び新規事業並びに暗号資産の新規取扱を開始する場合には、その規模や権限分掌に応じて、執行会議、リスク・コンプライアンス委員会、暗号資産審査委員会等での審議において、リスクを事前に適切に識別及び評価の上取扱いの可否を決定し、取扱開始後は定期的にモニタリングするものとする。
 - 4 当社は、自然災害、システム障害、パンデミック等の不測の事態が発生し、通常の事業活動が中断した場合に、役職員の安全確保と重要な資産の保全、短期間での事業の回復を図るため、事業継続計画を定めるものとする。

(取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制)

- 第5条 取締役会は、事業計画を策定し、定期的にその達成度を検証することにより、経営管理を行うものとする。
- 2 当社は、執行会議、リスク・コンプライアンス委員会その他各分野の専門会議体を設置し、職務の執行を適切に分担するものとする。
 - 3 当社は、適正かつ効率的な職務の執行を確保するため、「職務権限規程」を整備し、各役職者の権限及び責任の明確化を図るものとする。

(当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制)

- 第6条 当社は、当社の親会社である株式会社bitFlyer Holdingsが定める「関係会社管理規程」に基づき、子会社に対し適切に管理・監督及び業務支援を行い、子会社において当社の経営・事業戦略に沿った健全な経営及び内部統制の体制を構築することにより、業務運営を円滑に行い、利益の増進を図り、当社グループとしての総合的な事業の発展を期すものとする。
- 2 当社は、子会社の取締役会への関与等により子会社の経営・リスク管理体制を管理・監督するほか、法令に抵触しない範囲内で調査及び監査を実施できるものとする。

第3章 監査等委員会の職務執行に必要な事項

(監査等委員会の補助用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項)

第7条 当社は、監査等委員会の求めに応じて、監査等委員会の職務を補助すべき使用人（以下、「補助使用人」という。）を置くことができるものとする。補助使用人は、業務執行に係る業務を兼務せず、監査等委員会による監査に関する調査、企画、管理及び指導を行うものとする。また、補助使用人の人事考課及び人事異動については、事前に監査等委員会と協議し、監査等委員会の同意を得た上で決定することにより、補助使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するものとする。

(役職員による監査等委員会への報告体制等)

第8条 当社は、役職員による監査等委員会への報告体制として、次の各号に定める体制を整備する。

- ① 当社の役職員が、法令等に違反する重要な事実又は当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合に、監査等委員会に必要な報告及び情報を提供する体制。
 - ② 監査等委員が、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会の他、各種委員会など重要な会議に出席でき、必要に応じて役職員にその報告を求める体制。
- 2 当社は、監査等委員会に報告及び情報を提供した役職員が当該報告等を行ったことを理由として、不利益な取扱いを受けないことを確保するものとする。

(監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項)

第9条 当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をした時は、当該請求にかかる費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制)

第10条 監査等委員は、取締役の職務執行について厳正な監査を行うため、原則として全員が取締役会に出席するものとする

- 2 監査等委員は、コンプライアンス及び内部監査を担当する部門と情報を共有し、当社のコンプライアンス及び内部監査状況について随時把握するものとする。
- 3 監査等委員は、会計監査人と定期的な意見交換を行うものとする。
- 4 監査等委員は、必要に応じて弁護士等外部の専門家の助言を求めるものとする。

第4章 その他

(本方針の主管)

第11条 本方針の主管は社長室とする。

(本方針の改廃)

第12条 本方針は、必要に応じ、又は、少なくとも1年に1回は見直すものとする。

2 本方針の改廃は、諸規程管理規程によるものとする。

附 則

(施行期日)

本方針は、2018年7月31日より施行する。

(改定日)

2021年3月22日一部改定